

琉球大学大学院理工学研究科博士前期課程知能情報プログラム短縮修了に関する申合せ

(令和7年3月4日制定)

知能情報プログラム会議

(趣旨)

第1条 この申合せは、琉球大学大学院学則第42条及び琉球大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)の在学期間に関する申合せに関し、必要な事項を定めるものである。

(短縮修了の資格要件)

第2条 知能情報プログラムにおける優れた業績とは、知能情報プログラムが指定する査読付き学術誌(博士参考論文リスト)に掲載あるいは掲載が決定された原著論文を、修士論文審査願い提出までに2編以上有することとする。なお、原著論文は博士前期課程入学以降に投稿されたものに限る。

(希望の申し出)

第3条 短縮修了を希望する学生は、指導教員の承諾を経て、所定の期日(前学期においては4月末、後学期においては10月末)までに、在学期間短縮修了審査願い(理工学研究科別紙様式)を知能情報プログラム主任に提出する。

2 在学期間短縮修了審査願い提出に際して、掲載された原著論文あるいは掲載決定通知を添えることとする。査読途中の場合は、審査状況がわかる資料を添えることとする。

3 知能情報プログラム主任は、知能情報プログラム会議において短縮修了の可否について審議する。

(資格の喪失)

第4条 第3条により短縮修了を可とされた後、修士論文審査願い提出時に第2条の資格要件を満たしていない場合は、短縮修了の資格を喪失する。

附 則

1 この申合せは、令和7年4月1日から施行する。